別記（第６条関係）

マイクロフィルム撮影及び保存に関する基準

（趣旨）

１　マイクロフィルムの撮影、現像、検査、保存その他の基準について必要な事項を定めるものとする。

（撮影及び現像処理原則）

２　マイクロフィルムは、長期保存に耐え、かつ、鮮明な画像が得られるよう常に最高の技術と誠意をもって処理すること。

（撮影機）

３　撮影機の性能は、縮小撮影し、更に原寸大に拡大して完全に閲読できる解像力を有すること。

（使用フィルム）

４(１)　フィルムの寸法及び安全性は、日本産業規格によるもので、35ミリメートル無孔フィルム及び16ミリメートル無孔フィルムとし、原則として図面類は前者を用い、図面類以外は後者を用いる。

(２)　フィルムの有効フレームサイズは、原則として35ミリメートルフルサイズフィルムにあっては32ミリメートル×45ミリメートル、16ミリメートルフルサイズフィルムにあっては15ミリメートル×22ミリメートルとする。

(３)　使用フィルムの長さは、原則として１巻30.5メートル（100フィート）とする。

（撮影縮率）

５　撮影縮率は、原則として次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 35ミリメートルフィルム | 16ミリメートルフィルム |
| Ａ０判 | １／30 |  |
| Ａ１判～Ｂ２判 | １／22 |  |
| Ａ２判～Ｂ３判 | １／15 |  |
| Ａ３判以下 | １／15 | １／24 |

（撮影収納コマ数）

６　１巻に撮影するコマ数は、35ミリメートルフルサイズにあっては600コマ、16ミリメートルフルサイズにあっては1,200コマ、16ミリメートルハーフサイズにあっては2,500コマを目途とする。

（ターゲットの種類等）

７(１)　ターゲットの種類及び用途は、次のとおりとする。

①　リール開始ターゲット（様式第１図）

撮影の最初に使用し、撮影の開始を表示するとともにそのマスターフィルムのナンバーを示す。

②　解像力濃度ターゲット

フィルムの解像力及び濃度検査のための試験板で社団法人マイクロ写真協会で定めた規格のものを用いる。

③　件名ターゲット（様式第２図）

文書の１件ごとの始めに文書の件名を記入し、見出しとする。

④　フラッシュターゲット（様式第３図）

索引の目安とし、撮影する文書の区分ごとに３コマ挿入する。

⑤　訂正ターゲット（様式第４図）

文書のページ番号の重複又は欠番、撮影誤りの取消し及び再撮影等訂正を要する場合に表示する。

⑥　リール終了ターゲット（様式第５図）

撮影の最終に撮影の終了を表示するとともに、そのマスターフィル　ム　の　ナ　ンバーを示す。

⑦　図面トップタイトルターゲット（様式第６図）

フィルムストリップに保存する１ストリップの最初にフィルムの保管、検索のため表示する。

⑧　図面シリーズ及びエンドマークターゲット（様式第７図）

フィルムストリップに保存する１ストリップの最終にフィルムの保管、検索のため表示する。

⑨　撮影証明書（様式第８図）（第７条関係）

マイクロフィルムに撮影するための各種条件を示し、かつ、原文書から適正な手続で撮影されたことを証明する。

⑩　その他のターゲット

必要に応じ写真士証明ターゲット、余白ターゲット、関係監督官庁の許可書を用いる。

(２)　ターゲットの大きさは、原則として16ミリメートルフィルム、35ミリメートルフィルムともにフルサイズとする。ただし、図面トップタイトルターゲット、図面シリーズエンドマークターゲットは、ハーフサイズとする。

（フィルム構成）

８(１)　マスターフィルム文書に撮影する構成は、次図のとおりとする。ただし、フィルムストリップ方式においては、次図のとおりとする。

(２)　コマ間隔は、原則として35ミリメートルフィルムにあっては5.8ミリメートル、16ミリメートルフィルムにあっては１ミリメートルとする。

（プレースメントの構成）

９(１)　16ミリメートルフィルムのフルサイズ１コマには原則として原文書Ａ４判以下のものは２枚、Ｂ４判からＡ３判までは１枚を撮影するものとする。

(２)　35ミリメートルフィルムのフルサイズ１コマには原則として原文書Ａ４判以下のものは４枚、Ｂ４判からＡ３判までは２枚、Ａ２判以上は１枚を撮影するものとする。ただし、Ａ０判を超える図面については、２コマ以上に分割して撮影できる。この場合、図面の内容の複雑な部分の分割を避け、分割相互の重なりは最低10センチメートル以上とする。

(３)　図面を撮影するときは、センターマーク及びスケール又は分割番号、分割基準マークを次図のとおり写しこむ。

(４)　プレースメントは、原則として次のとおりとする。

（検査基準）

10(１)　マイクロフィルムは、長期保存を目的として保管するため、社団法人日本マイクロ写真協会の標準により処理し、特に次の検査規格に合格したものであること。

①　フィルム濃度は、ベース濃度（0.9～1.2）＋バックグラウンド濃度とする。

②　現像済銀塩フィルムの残留銀テスト及び残留ハイポのテストは、社団法人日本マイクロ写真協会基準による。残留ハイポ含有率は昇こう法による場合で、0.005㎎／㎡以下とする。

③　解像力の基準は、縮率１／19において100本／㎜以上とする。

④　各コマの配置等については、１コマの中に図面の全体が収まり、折れたり、焦点のずれ等のないこと。

(２)　マスターフィルムの各検査報告及び復原図を提出しなければならない。

（保存形態及び管理）

11(１)　マスターフィルム文書

マスターフィルム文書の形態は、ネガフィルム状でリール方式とし、リール及びリール箱には次により、リールナンバー、文書名、撮影年月日など必要事項を記入し、キャビネットに保管する。

(２)　活用フィルム文書

活用フィルムの形態は、フィルムストリップ方式その他適宜の形態とする。